

令和元年第3回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 議案第59号～議案第74号
- 2 諮問第2号～諮問第3号 (降壇)

令和元年9月2日提出

伊佐市長

令和元年第3回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第59号から議案第74号まで並びに諮問第2号及び諮問第3号について説明申し上げます。

まず、議案第59号「令和元年度伊佐市一般会計補正予算（第6号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費などについて所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、前年度決算剰余金の積立てに要する経費並びに新庁舎建設に伴う物件調査業務委託及びオフィス環境整備支援業務委託に要する経費について新たに措置したほか、危険廃屋解体撤去に要する経費について追加の措置を講じております。

民生費につきましては、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について新たに措置したほか、放課後児童健全育成事業に要する経費について追加の措置を講じ、衛生費につきましては、牛尾地区湧水対策事業に要する経費に追加の措置を講じております。

農林水産業費につきましては、伊佐堆肥センターの運営赤字の補填に要する経費について新たに措置したほか、ねぎの価格保証に要する経費及び電波法改正に伴う自治会の無線施設更新補助に要する経費について追加の措置を講じております。

商工費につきましては、曾木の滝公園駐車場の整地に要する経費について新たに措置し、土木費につきましては

は、過疎債・路線整備事業に要する経費について減額の措置を講じております。

教育費につきましては、小学校6校及び本城幼稚園の普通教室等への空調設備設置に要する経費について新たに措置したほか、学力向上対策事業に要する経費について追加の措置を講じ、災害復旧費につきましては、市単独土木災害復旧事業に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましては、地方譲与税、株式等譲渡所得割交付金、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入をもって充当し、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び市債については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億711万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億1,197万3千円とするものであります。

このほか、地方自治法第212条第1項の規定により、令和元年度から令和4年度までの新庁舎建設検討事業（オフィス環境整備支援業務委託）に要する経費を「継続費」として定めたほか、同法第213条第1項の規定により、小学校大規模改修（空調設備設置）事業及び幼稚園大規模改修（空調設備設置）事業に要する経費を「繰越明許費」として定めております。

また、地方債において、一般補助施設整備等事業を追加したほか、公共事業等ほか3事業について限度額を変

更する措置を講じ、一般事業について廃止の措置を講じております。

次に、議案第60号「令和元年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じたほか、県への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ822万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,322万7千円とするものであります。

次に、議案第61号「令和元年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく地方財政法第7条第1項による決算剰余金の積立て及び職員給与費について所要の措置を講じたほか、国及び県への精算返納金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,251万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,496万7千円とするものであります。

次に、議案第62号「令和元年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員

給与費について所要の措置を講じたほか、広域連合納付金に追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,704万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,204万9千円とするものであります。

次に、議案第63号「令和元年度伊佐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、特別会計廃止による清算に要する経費について、新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ717万6千円とするものであります。

次に、議案第64号「令和元年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般会計と同じく職員給与費について所要の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ274万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,295万7千円とするものであります。

次に、議案第65号「令和元年度伊佐市水道事業会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において、所要の措置を講じ、収益的支出の総額を3億6,288万

5千円とするものであります。

次に、「資本的収入及び支出」の収入において企業債に追加の措置を講じ、資本的収入の総額を2,321万2千円とし、支出において建設改良費に減額の措置を講じ、資本的支出の総額を2億3,054万5千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億733万3千円は、減債積立金と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

このほか、企業債において限度額に変更の措置を講じ、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても変更の措置を講じております。

次に、議案第66号「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、公の施設使用料等の見直しに伴い、使用料等の減額又は免除に係る基準の統一化を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第67号「伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市公の施設に係る使用料等の減免に関する条例の制定及び公の施設使用料等の見直しに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号「伊佐市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行による本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第69号「伊佐市印鑑条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、住民基本台帳に登録されている旧氏で表した印鑑の登録を可能にすることなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号「伊佐市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、消防団員の欠格条項から成年被後見人等を除くことなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号「伊佐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第72号「伊佐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行による生活保護法の一部改正により、進学準備給付金が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第73号「伊佐市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、本年10月から導入される軽自動車税環境性能割について、当分の間県が賦課徴収事務を行うことから、日本赤十字社所有車両に対する軽自動車税環境性能割の非課税対象を鹿児島県税条例の規定と統一するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第74号「平成30年度伊佐市水道事業会計未処分利益剰余金の処分」について説明申し上げます。

本件につきましては、平成30年度の未処分利益剰余金1億1,065万8,946円のうち、6,000万円を減債積立金に積み立て、5,000万円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦」について説明申し上げます。

本件につきましては、現在委員である方のうち、お二人の任期が本年12月31日をもって任期満了となることから、新たに飯田昭彦氏及び蓮池洋久氏を候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

飯田氏は、昭和60年に大口市職員として奉職以来34年にわたり市政発展に貢献し、林務課長、建設課長等を歴任されました。現在も農政課で再任用職員として第一線で活躍しておられます。

蓮池氏は、昭和53年に大口市職員として奉職以来37年にわたり市政発展に貢献し、教育委員会社会教育課長等を歴任されました。現在も教育委員会で社会教育指導員として第一線で活躍しておられます。

両氏とも、人格、識見に優れ、人権擁護について理解の深い方ですので、ここに推薦するものであります。

以上、議案16件、諮問2件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———